

# 令和6年度 福生市健全化判断比率審査意見書

## 第1 審査の期間

令和7年7月14日から令和7年8月20日

## 第2 審査の対象

- 1 実質赤字比率
- 2 連結実質赤字比率
- 3 実質公債費比率
- 4 将来負担比率
- 5 1から4までの各比率（健全化判断比率）の算定の基礎となった関係書類

## 第3 審査の手続

この健全化審査は、市長から提出をされた健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び各比率の算定の基礎となった関係書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠し、適正に作成されているかを主眼として審査を実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された、次の表の健全化判断比率及び各比率の算定の基礎となった関係書類は地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に従い、適正に作成されているものと認められた。

また、健全化判断比率は早期健全化基準・財政再生基準をそれぞれが下回っており、特に指摘すべき事項はない。

（単位：％）

| 健全化判断比率  | 令和6年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|-------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | —     | 12.97   | 20.00  |
| 連結実質赤字比率 | —     | 17.97   | 30.00  |
| 実質公債費比率  | -2.5  | 25.0    | 35.0   |
| 将来負担比率   | —     | 350.0   |        |

- （注）1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに将来負担比率「—」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に規定された算定で、実質赤字額及び連結実質赤字額がないこと、並びに将来負担額が充当可能基金金額等より少ないことを表している。
- 2 各健全化判断比率のうち一つでも早期健全化基準を上回った場合に、財政健全化計画の策定等が義務付けられている。